# ID:　1752

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 通知カードの返納命令 |
| **法令名****根拠条項** | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令　第6条第1項 |
| **法令番号** | 平成26年政令第155号 |
| 【基準】　政令第6条の規定による。　(通知カードの返納命令)第6条　住所地市町村長は、法第7条第1項又は第2項の規定による通知カードの交付その他通知カードに関して講じられる総務省令で定める措置が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該通知カードを返納させる必要があると認めるときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、当該通知カードの返納を命ずることができる。2　住所地市町村長は、前項の規定により通知カードの返納を命ずることを決定したときは、当該通知カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |